

所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況の公表

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎の疾病を発症した利用者様に治療を行い、下記の条件を満たした場合に介護報酬で評価される事になっております。

当苑では、ホームページ上に『所定疾患施設療養費に係る治療の実地状況』を公表致します。

●条件

- 1.所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって 1 月に連続しない 1 日を 10 回算定することは認められない。
- 2.所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- 3.対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ. 肺炎
 - ロ. 尿路感染症
 - ハ. 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ニ. 蜂窩織炎
- 4.算定する場合にあたっては、診断名・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- 5.請求に際して、診断・行った検査・治療内容等を記載すること。
- 6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。 公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

●実施状況

令和 2 年度			令和 3 年度		
病名	件数	治療日数	病名	件数	治療日数
肺炎	25	143	肺炎	19	134
尿路感染症	51	291	尿路感染症	32	200
带状疱疹	0	0	带状疱疹	1	10
蜂窩織炎	0	0	蜂窩織炎	1	6